締約国に関する情報 ＯＭ	オマーン	附属書　Ｂ１ ＯＭ

一　般　情　報

国内官庁の名称	National Intellectual Property Office (Ministry of Commerce, Industry and Investment Promotion) (Oman) （国立知的財産庁（商工業投資促進省)(オマーン)）
所在地	Way 3505, Ruwi 112, Muscat, Oman
郵便のあて名	P.O. Box 550, Muscat, Oman
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(968) 2477 4126 paof@tejarah.gov.om https://www.tejarah.gov.om (968) 2481 2030
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4）	受理しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理する
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2)）	用意なし
オマーンの国民及び居住者のための管轄受理官庁	ＷＩＰＯ国際事務局 又は国立知的財産庁（商工業投資促進省)(オマーン)
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい
オマーンが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁[2]	国立知的財産庁（商工業投資促進省)(オマーン)
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	特許，実用新案

［次頁に続く］

1　ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

2　対応する国内段階を参照されたい。

ＯＭ	オマーン（続き）	ＯＭ
国際型調査に関するオマーンの規定（ＰＣＴ第15条）	な　し	
国際公開に基づく仮保護	な　し	
オマーンが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
オマーンが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合，管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ　り（附属書Ｌ参照）	